

令和7年第1回定例会会議録（第2号）

令和7年3月5日

○出席議員（24名）

1番	塩手悠太	2番	石田強
3番	中村悟	4番	森裕二
5番	谷口和美	6番	重松康宏
7番	小野佳子	8番	日名子敦子
9番	美馬恭子	10番	阿部真一
11番	安部一郎	12番	小野正明
13番	森大輔	14番	三重忠昭
15番	森山義治	16番	穴井宏二
17番	加藤信康	18番	吉富英三郎
19番	松川章三	20番	市原隆生
21番	黒木愛一郎	23番	野口哲男
24番	山本一成	25番	泉武弘

○欠席議員（1名）

22番 松川峰生

○説明のための出席者

市長	長野恭紘	副市長	阿部万寿夫
副市長	岩田弘	教育長	寺岡悌二
競輪事業管理者	上田亨	総務部長	竹元徹
企画戦略部長	安部政信	観光・産業部長	日置伸夫
市民福祉部長 兼福祉事務所長	田辺裕	こども部長	宇都宮尚代
いきいき健幸部長	和田健二	建設部長	山内佳久
市長公室長	山内弘美	防災局長	大野高之
教育部長	矢野義知	消防長	浜崎仁孝
上下水道局長	松屋益治郎	教育部次長	稲尾隆
財政課長	河野文彦	観光課長	牧宏爾

生活環境課長	堀 英 樹	高齢者福祉課長	阿 南 剛
こども部次長 兼子育て支援課長	中 西 郁 夫	健康推進課長	末 房 日出子
保険年金課長	石 崎 聡	建設部参事 兼公園緑地課長	橋 本 和 久
学校教育課長	宮 川 久 寿		

○議会事務局出席者

局 長	河 野 伸 久	次長兼議事総務課長	中 村 賢一郎
補佐兼総務係長	松 本 万紀子	補佐兼議事係長	甲 斐 俊 平
主 査	松 尾 麻 里	主 査	村 田 和 寛
主 任	定 宗 隆一郎	事 務 員	尾 割 春 晃

○議事日程表（第2号）

令和7年3月5日（水曜日）午前10時開議
第 1 上程中の全議案に対する質疑、委員会付託

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前10時00分 開会

○議長（加藤信康） ただいまから継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第2号により行います。

日程第1により、上程中の全議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。順次、発言を許可いたします。

○10番（阿部真一） 自民新政会の阿部真一です。早速、議案質疑に入らせていただきたいと思います。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の事業ということでお聞きしたいと思えます。12月国会で補正が組まれて、年度末のこの時間がない中で各市町村、物価高騰に対する交付金の政策を立ち上げております。その中で、別府市が立ち上げた政策、12月議会専決で示していただいたもの、そして今議会で示されているものがございませう。

その中でまず最初に、この物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を受けるに当たって、別府市執行部がどのように考えて各課にこの物価高騰の交付金の政策を積み上げたのか、その点に関してまず御答弁ください。

○企画戦略部長（安部政信） お答えいたします。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の実施事業でございますが、これにつきましてはこの交付金の目的に沿って、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援として、国が示します推奨支援事業メニュー、それと別府市のほうで実施いたしました市民アンケート、この結果を基に総合的に判断して決定したところでございませう。

○10番（阿部真一） 国のほうでは全国で1兆1,000億円、この物価対策に講ずる予算が組まれております。その中で別府市は、先ほど答弁あったように予算を組んで政策を遂行するわけでございませうが、この中で国のほうは、まず推奨事業メニューというのを提示しております。生活支援、そういった政策に要する経費、これが全国で6,000億円ですね、事業者支援ということで、これも併せて行っております。

その中でまず、この事業者支援の目的において高齢者福祉課、障害福祉課、子育て支援課ということで、各課別府市内にある事業別にこの物価高騰の支援をする過程になっていると思えます。この予算に計上されております内容に応じて各課、対象事業者、そして高齢者施設、障害者施設、子育て関連施設ということで県のほうに御提示していると思えますが、その事業者数と補正の詳細の金額、それについて御答弁いただけますか。

○市民福祉部長兼福祉事務所長（田辺 裕） お答えします。

各課における対象事業者数と補正額であります。高齢者福祉課関係、対象事業所施設合わせまして579施設になります。入所、通所、訪問、養護、養護老人ホームなどとなります。補正額は2,275万5,000円です。

障害福祉課関係です。対象施設数、事業者数ですが209、入所と通所の数になります。補正額が894万8,000円。

子育て支援課関係ですが、対象施設事業者数が92、保育所、幼稚園、認定こども園、放課後児童クラブなどとなります。補正額は593万2,000円。合計では880事業所または施設、補正額が3,763万5,000円となっております。

○10番（阿部真一） この物価高騰の事業でございますが、国のメニューによって分けられるというふうな形で企画部長のほうから御答弁がございました。別府市の個別の支援に対する業務として、12月専決では、電気料負担軽減に要する経費ということで計上されております。

それともう一つ、物価高騰対策に要する経費ということで、ともにこの生活環境課で市民の生活の物価高騰に対する負担軽減ということで予算が計上されているわけでございませう。その中で電気料負担軽減に要する経費ということで、個別の政策の内容について少

しお聞きしたいと思います。

今回、電気料金負担という電化製品に対する補助金ということで、平たく言うと理解していただきたいと思うんですが、対象商品がございまして、今回の補正で、専決から増額補正を今議会で行っております。その内容、理由をまず御答弁いただけますか。

○生活環境課長（堀 英樹） お答えいたします。

今回の省エネ家電補助対象品目、4つの補助上限額を見直したことによりまして、全体の補助件数が減少しますので、今回は前回以上の補助件数を確保するために増額をしたところでございます。

○10番（阿部真一） 全体の補助件数が減少する、前回以上の補助件数を確保するためということで御答弁でございます。

そしたら2つお聞きしたいと思いますが、前回補助金がございました、省エネ家電に対する物価高騰ということで、その実績、そして今回の補正の予算によって担当課が想定してる件数、申請件数はどれほどになっているというふうに予測しているのか、御答弁ください。

○生活環境課長（堀 英樹） お答えいたします。

前回の本事業の補助総額7,300万円に対しまして、1,798件補助交付したところでございまして、今回の本事業の想定件数としましては2,750件を想定しているところでございます。

○10番（阿部真一） 前回と今回の違う点で言うと、物価高騰に影響されて各業界の商品の単価自体も上がっております。それと、省エネの基準に対しての環境省ですかね、そのお示しにより、各テレビ、冷蔵庫、エアコンに関してはこの申請基準が変わっている部分であります。

今回、別府市のほうは、前は省エネ100%以下の基準のエアコンでもこの申請に該当するというので、補助事業を遂行したわけでございますが、今回省エネマークのエアコンに関してですが、目標基準2027年度を基準としております。この背景を変更点の面から御答弁いただけますか。

○生活環境課長（堀 英樹） 省エネ基準達成率100%以上ということは前回と変わっておりませんが、特にエアコンにつきましては、多少の変化がございまして、前回実施しました本事業は、令和5年度の受付期間におきまして、省エネ基準達成率の目標年度が2010年度としまして、経過措置として残っていたため適用できたものでございます。今回は、他都市と同様に最新の目標年度である2027年度になったところでございます。

○10番（阿部真一） 今回は他都市の例に倣ってということで、御答弁いただいたところでございます。この補助金に関して問合せも多くいただいております、前回のときにも、もう毎日1件ぐらいは本当この家電の補助に対しては問合せをいただいたところでございます。今回も増額をしている、申請件数も増加という形で当局は考えているということの設定でございます。

そうすると、今度は事務所体制としてどういうふうに運営を行っていくのか、事業者さんがいて、その申請をする、買手側の事務処理が必要になってきます。その上で、事務所体制のほうはどのように変化しているのか、また注意点というか、この補助金に当たっての説明、市民の方に説明する上でのサポート体制がどのようになっているのか、簡単に結構ですので御答弁ください。

○生活環境課長（堀 英樹） お答えいたします。

前回と同様に、スタッフと会計年度任用職員を中心としまして、職員とともに受付体制を取っているところでございます。受付業務としましては、窓口での申請書の提出書類のチェックやその後の書類審査、電話対応や補助金対象者の整理、補助金の支払い業務など

を行っていくこととなっております。事業者の方と綿密に連携を取りながら、予算残額が少なくなる時点で、プッシュ型でお知らせをしたいというふうに思っております。

- 10番（阿部真一） これ、事業者さんが代理でこの申請をする部分も多いというふうにも伺っていますので、その部分やはり担当課と事業者の方、そして購入された市民の方に対してのサポート体制も、十分にサポートしていただけることを望みます。

それでは、次に移らせていただきます。

旧平尾邸、そしてこもれびパークの指定管理料ということで、これ合わせて2つ、もう担当課一緒に答弁をしていただきたいと思います。

まず、このこもれびパークの債務負担の補正、そして旧平尾邸の補正で今回新規の施設に対しての指定管理料ということで、同じ条件でございます。その中で新規ということは、以前に営業実態があったわけでもない施設でございますので、この補正の指定管理料を積算した根拠というのは、担当課によってどのように積算をしたのか、その部分を教育委員会、観光課、順に答弁いただけますか。

- 教育部次長（稲尾 隆） お答えいたします。

債務負担行為補正の限度額1億9,976万円の積算の基礎となる指定管理期間は、令和8年3月1日から令和13年3月31日までの5年1か月です。

委託料の経費見込額から収入見込額を差し引いた年度ごとの基準価格は3,934万5,000円になります。

経費の内訳は人件費、施設管理費、地域共創事業費などです。収入は多目的ホールやスタジオなどの使用料です。指定管理者が自らの収入として収受する利用料金制を採用しておりますが、こもれびパークは新しい施設で実績がないため、市内の公共施設の稼働率を参考に見込みました。

- 観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

旧平尾邸の指定管理料ですが、令和6年度から令和13年度までで7,483万1,000円となっております。

その積算根拠でございますが、令和7年度、令和8年度につきましては、維持管理費、セキュリティ関係であったり保険料や管理経費としまして、年間373万2,000円、令和9年度の開館後は、売上げからランニングコストを差し引いた分を指定管理料として支出します。初年度は1,500万円を見込んでおります。その後、毎年度指定管理料を圧縮しながら、令和13年度は約950万円を見込んでおります。運営状況を見ながら、年度協定を結ぶ中で見直しをしてまいりたいと考えております。

- 10番（阿部真一） それでは、こもれびパークのほうは大体積算の根拠は分かりました。図書館の背景もございますので、収益に関しては見込みが少し難しいのかなという部分があって、ホールの使用料等でこの積算の根拠にしたということでございます。

今回、平尾邸の部分は観光課が所管をするということでございます。その中で、先ほど答弁ありました、年間に応じて指定管理料を減額していく方式を取るということでございます。減額するに当たっては、指定管理者さんの収益が見込める施設であるという運営方法を想定しているということで想像できますが、その収益の部分について、担当課が現時点で考えた見込み、こういった部分で収益が見込めるのか、御答弁いただけますか。

- 観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

旧平尾邸の収益事業といたしましては、カフェや宿泊、物販等を行う予定となっております。指定管理者の計画から、初年度となる令和9年度につきましては、売上げを約2,000万円を想定していると。その後、事業展開を行う中で、収益性を高めるように取り組んでまいりたいと考えております。

○10番（阿部真一） この2つ一緒にお聞きしましたが、新規で指定管理をすると、今まで施設運営を行政側もしたことの無い部分の最初のスタートから民間事業者、指定管理で行うということでございますので、年度過程において、事業者との話、そしてまた議会でも委員会等を通して、指定管理料の部分、変更の部分があれば御報告いただきたい案件だと思いますので、どうぞその辺は慎重に進めていただきたいと思います。

それでは、次の大阪・関西万博学習体験に要する経費ということでお聞きいたします。

これは先ほど物価高騰等で質疑をいたしました部分でございます。これも国の経費ということの、別府市での物価高騰に対する政策の一つでございます。今回、万博事業に関して事業化した、予算化した経緯、理由についてまず御答弁いただけますか。

○学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

現在の物価高騰の中、困窮世帯には住民税非課税世帯臨時特別給付金を、子育て世帯には給付金を加算して支給して、物価高騰対策として対応しております。今回の事業は、愛知万博から20年ぶりに国際博覧会として開催される大阪・関西万博に参加するための費用を直接的に支援することで、子育て世帯における格差等で参加が難しい子どもたちにも、世界の最先端技術や価値観などに直接触れ、探究的な学びにつなげることができるという、政策的な判断から事業を実施したものでございます。たびスタ休暇制度を提唱している別府市としまして、たびスタを活用して、万博をぜひとも体験してもらいたいとの思いから事業化いたしました。

現在の生活費等、物価高騰の影響を受けている子育て世帯への対策として、小中学生に加え、保護者にも体験費等を支援することで万博への参加を促し、万博を体験することで、子どもの成長につなげることが期待できると考えます。

○10番（阿部真一） それでは、予算書を見ると7,800万円の内訳でございそうですが、今回の補正額のうち旅行補助、これが7,140万円、事務費が660万円ということで、これ予算書見れば理解はできました。そうすると、7,140万円の部分で補助金を支出するというところでございそうですが、担当課が別府市の小中学校の児童を含めたところの積算、どのようにこの7,140万円になったのか御説明いただけますか。

○学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

補助金対象者の積算の内訳でございそうですが、別府市に住所を有する小中学生児童生徒数の3割の約2,300人が参加すると見込みました。保護者はそのうち7割の約1,700人の参加を見込み、合計約4,000人を対象人数としております。

○10番（阿部真一） それでは、今回この万博の補助でございそうですが、高校生は対象外になっております。その理由と、万博のチケットを購入するに当たって民間の旅行代理店、ネット等で購入される方、または行政も販売すると思うんですけど、その販売元の補助にどのような方が当たるか注意しないといけない点があると想像できるんですが、その点併せて2つ御答弁いただけますか。

○学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

まず、高校生を対象としなかった理由でございそうですが、別府市の新しい学び方、休み方を提唱するたびスタを活用して、休暇取得を小中学生に推奨しております。教育委員会といたしましては、義務教育における小中学生が保護者と万博を体験することが教育的な効果が非常に高く、子どもの成長に大きく寄与することが見込まれると判断し、小中学生を対象といたしました。

続きまして、どのような形で申請を行っていくかという点についてでございますけれども、まずこの4月以降に別府市からチラシを配布します。そのチラシに掲載しているQRコードから保護者が申請をいたします。それを別府市のほうでも管理をした上で、別府市のほうから保護者に対するチケットIDというのを付与するような形にしております。保

護者の申請者が、そのチケットIDと保護者が再度申請する万博ウェブのほうにアクセスをして、そして入場のIDを取得します。その入場IDとチケットIDをひもづける形で申請が進んでいくという形になっております。

- 10番（阿部真一） この部分で1つだけ注意しないといけない部分があるのは、要綱はまだできてないと思うんですけども、準備されてることとは思いますが、宿泊代、ホテル代ですね、それが補助金には該当しない、交通費は該当する。それと、万博の入場料。万博の入場のチケットは、別府市を通して購入しなければ補助対象にならないということの理解でございます。その点は間違いないでしょうか。

- 学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

今、議員さんがおっしゃったとおり、別府市を通して申請、そして補助金の対象となっていくということでございます。

- 10番（阿部真一） その辺はまた問合せ等あると思いますので、丁寧に適切にサポートというか、問合せに対して答えていただきたいと思います。

それでは、先ほどありました、今回この予算を計上しているわけですが、仮に補助金が上回ったとき、申請者が多く、予算が足りないという状況になったとき、子どもの支援に対しての補助は、私も奨学金等いろいろな面で一般質問等させていただきましたが、子どもに対する支援でやはり上限を設けるといのはあまり得策ではないかと考えております。仮に、この補助金が、予算がもうなくなった場合、想定範囲でどのような考えをお持ちなのか、御答弁いただけますか。

- 学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

補助申請が予算を上回った場合がございますが、追加予算計上について検討し、協議をいたします。

- 10番（阿部真一） 分かりました。それも適宜、状況に応じて委員会等通して議会にも報告をしていただきたいと思います。

この物価高騰の対策に関する、別府市の生活支援に要する政策に関しては、国から来る交付金でございます。現時点で別府市が考える政策、別府市民が物価高騰において困った内容を、そうした選択した上での政策提示だというふうに理解をしております。その中で、来年度からこの予算を消化するわけですが、やはり消化の過程で、この予算がどのように消化されていっているのか、申請ベースの人数がどういうふうになっているのか、やはり執行部のほうから委員会を通して逐次報告をしていただきたいと思います。コロナのときも、交付金の進捗状況というのは委員会で報告していただいた経緯がございますので、現時点で出来得る政策の範囲での今、答弁になりますので、やはり委員会での報告を重視していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは次に、保育所入所に要する経費ということで、事業番号0295の部分をお聞きしたいと思います。

少し割愛して答弁をお願いしたいと思いますけど、保育所入所に要する経費ということで保育園、運営費の負担金が増額されております。その部分に関して公定価格の変動、人事院勧告に伴う変動だと思いますが、どのような基準で査定したのか、何施設に充当されているのか御答弁ください。

- 次長兼子育て支援課長（中西郁夫） お答えします。

今回の増額ですが、公定価格において令和6年度人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、算定となる職員の人件費を10.7%引き上げたものとなります。

対象となる施設でございますが、市内の私立の認可保育所27施設、認定こども園3施設、私立の幼稚園5施設の35施設が対象となります。

- 10番（阿部真一） 職員というと、公務員の方というイメージがあるんですけど、民間の

私立の認可保育園、こども園の職員に対して充当される運営費ということで理解をしました。

それでは、保育園、補助雇用の強化の事業について、これが1,747万円減額をしております。これも減額の理由、そして各事業者が非正規の方に対して行っている補助ということで理解しておりますが、減額の理由についてお答えください。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫） 減額の理由でございますが、雇用見込みが予定を下回ったものだと考えられます。その背景ですが、この雇上げ強化事業につきましては、保育士の資格を持たない方を、補助者として雇い入れる事業でございますが、園側のほうが保育補助者よりも保育士の雇用を優先しているものではないかと考えられます。

○10番（阿部真一） 状況に応じて、この保育士の免許を持ってない方の雇用が、やはり保育園施設では雇用するに当たり、事業者からすると難しいというのがうかがえます。その部分は来年度も予算計上されていると思いますし、この事業が使いやすい状態を少し勘案して、事業者と密に調査研究をしていただきたいというふうに思います。

次に、条例の改正でございます。議第24号でございます。これ1点だけ聞かせてください。

経過措置ということで、別府市の条例の変更に基づいて議会に上程される部分でございますが、この経過措置の延長、その内容、なぜ延長する背景になっているのか御答弁いただけますか。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫） お答えします。

今回の改正項目は2つございます。まず、対象児童に幼稚園児を含むとする経過措置の期限を令和7年3月31日から令和9年3月31日まで延長するものでございます。

次に、児童1人当たりの専用区画の面積の基準を、1人につき1.65平方メートルから0.96平方メートルに緩和する経過措置の期限を、令和7年3月31日から令和12年3月31日まで延長するものでございます。小学校の児童数は減少傾向にあります。放課後児童クラブの利用者数は増加しており、利用定員の基礎となる面積基準の緩和措置は当分必要であるというふうに考えております。

○10番（阿部真一） これ、5年経過の条例改正の御提示でございます。やはり児童クラブの部分は、やはり子どもたちは減少していくんですが、児童クラブの利用者は増加傾向であると。その部分でやはりこの面積の変更を条例で示さない限り、学童に入れるお子さんがもしかすると制限がかかる可能性があるということで理解しております。元を正せば、施設の拡大を含めたところも適宜、現地からの声があれば担当課はしっかり受け止めて、寄り添った政策運営をしていっていただきたいというふうに考えております。

それでは、私からの議案質疑全て終わらせていただきます。ありがとうございました。

○20番（市原隆生） 議長にも議運の委員長にも担当課長にもお伝えしておりますけれども、私、挙げさせていただきました3項目で、議第2号、4号が同じ担当課になっておりますので、併せてお聞きするというのと、最後に議第3号についてお聞きをするようにしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

この議案ですけれども、年度最後の補正予算の中で、最終的に減額ということで減額補正が上がっているということであります。医療・介護に関わる場所の予算でありますけれども、そういった中で、いろんな担当課、またそれに関わる場所の御苦労があったんではないかということでこの項目を挙げさせていただきました。

最初に保険年金課でありますけれども、議第2号、4号のこの議案の内容につきましてお尋ねしたいと思います。

○保険年金課長（石崎 聡） お答えいたします。

この2つの議案につきましては、決算見込みによる予算調整であります。まず、議第2

号国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、主な要因としては、歳入の保険基盤安定繰入金、保険税軽減分及び保険者支援分、合わせて3,813万円の減額であります。これは被保険者の保険税負担に対し、低所得者や中間所得者へ7割、5割、2割の保険税軽減措置を講じております。この軽減措置した保険税について、国、県、市から補填を受けており、保険軽減額の確定に伴い、減額補正するものであります。

また、財政安定化支援事業繰入金では2,583万円の増額であり、これは応能割保険税、所得に対して賦課する保険税部分であります。この応能部分の負担能力が低い自治体に対し、普通交付税措置されるものが増額となったものであります。国保の特別会計全体では1,230万円の減額補正となるものであります。

続きまして、議第4号後期高齢者医療特別会計補正予算では、主に低所得者に対する保険料の軽減措置7割、5割、2割の軽減措置を講じた保険料を、保険基盤安定繰入金として県、市から補填を受けております。大分県後期高齢者医療広域連合の試算に基づき、当初予算を計上したものであります。当該金額の確定に伴い、決算見込額に合わせ、1,730万円を減額し、後期の特別会計全体では1,730万円の減額補正となるものであります。

- 20番（市原隆生） ありがとうございます。この減額の評価につきましては、担当課がまた分かれたりするというのでありますので、この議案質疑という範囲の中からはちょっと逸脱してしまうと思いますので、言及はなるべく避けたいと思いますけれども、やはり医療介護に関わる費用というのが年々増加するという傾向があるというふうに認識しておりますし、そういったことで全体も推移してるんじゃないかというふうに思っております。

その中で、減額という年度最終の補正での減額補正というこの数字につきまして、それぞれ関わるところの担当課の方々の御苦労があつてのことなのかなというふうに非常に感じたところがありました。引き続き、これは予算立てた中から最後にこういった予算内で収まったということの報告かと思えますけれども、引き続き、来年度からにつきましても適切な予算措置と、それから範囲内で収められる、関わる各部署の御検討を、ぜひお願いしたいというふうに思っております。

次に議第3号、これ介護保険事業特別会計補正、これも減額というふうになっておりますけれども、この内容についてお尋ねしたいと思います。

- 高齢者福祉課長（阿南 剛） お答えいたします。

今回減額補正となりました事業におきましては、令和6年度の当初予算確定後に国の令和6年度から8年度に係る第9期介護保険事業計画による介護報酬改定が行われましたので、その差額が主な要因におきまして、決算見込みに際し財源補正したものでございます。

なお、あくまで報酬単価の関係で減額するものでありますので、事業費全体としては増加傾向でございます。

- 20番（市原隆生） 介護につきましても、最終的減額、内容は全体としては増額というふうにお聞きしました中で、いろいろ介護報酬につきましてもいろいろ心配するところあるんですけども、このやり取りをお聞きする中で、介護報酬というのはこれからも見直しをされていくという傾向にあるというふうにお聞きしましたので、その点につきましては安心といたしますか、これからの介護に関わる人たちの、いろいろ人材が足りないということで心配をいろいろされているわけでもありますけれども、その点については今後措置されていくということでありましたので、一つよかったかなというふうに思っております。この介護の報酬につきましても、今後とも適切な予算措置を続けていただき、また別府市の介護が適切な形でさらに運営されていくように、しっかりと努力をしていただきたいというふうに思っております。

医療、また介護に関わることというのは、非常にこれからさらに、2025年ですからも

う今年 2025 年問題と言われてまいりましたけれども、今年をまず一つのピークというふうに捉えられているようであります。これからもまだまだこういった高齢者が増えていく、また支えていく若い人たちの人数が少なくなっていくということが続いてまいりますけれども、しっかりと市内の介護、医療を支えていただく、そういったことにしっかりと進めていただきたいというふうに思っております。

簡単ではありますが、私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

- 4 番（森 裕二） 4 番議員の森裕二です。ビーワンベっぷ会派を代表いたしまして議案質疑をさせていただきます。

議長、大項目 1 の（3）旧平尾邸指定管理料の債務負担行為補正につきましては、先ほどのやり取りのほうで理解をさせていただきましたので、削除したいというふうに思います。

では、議第 1 号令和 6 年度別府市一般会計補正予算（第 10 号）の大阪・関西万博学習体験に要する経費についてお聞きをしていきたいと思っております。

大阪・関西万博は、2025 年 4 月 13 日から 10 月 13 日までの 184 日間で行われるということです。個人的には 1 年ぐらい開催しているものだというふうに思ってたんですが、意外と短い期間なんだということがよく分かりました。先ほどの阿部議員とのやり取りを聞いておりまして理解したところもございますが、私からももう少し掘り下げてお話を聞いていきたいというふうに思います。

今回、高校生を対象外にした理由、また保護者を 1 人とした理由については理解をさせていただきました。保護者等という規定でございますので、どの範囲までが保護者というふうになるのかについてお聞かせください。

- 学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

保護者等とは、児童生徒の第 3 親等までの者というふうに考えております。

- 4 番（森 裕二） 保護者の第 3 親等までということになりますと、両親、祖父母、曾祖父母、それから両親の兄弟、つまり叔父・叔母までは大丈夫だという認識だというふうに思います。また、両親が行かない場合は、高校生以上もしくは 18 歳以上の成人した兄弟でも対象になる可能性が含まれるのかなということだと思います。しかし、保護者でも里親などに関しましては、親族ではないため適用されないということになります。また、小中学生が友達の家族と一緒にいく場合でも、親が子どもの分だけ申請をすれば対象となるということのようですが、この点について何か間違いがあれば訂正をお願いしたいんですが。

- 学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

今、議員からの指摘もありました、具体的なところにつきましてはお答えはできかねますが、あくまでも児童生徒の第 3 親等までの者ということで御判断いただければというふうに考えております。

- 4 番（森 裕二） その点についてはいろいろと今後いろんな申請が上がってくると思いますので、その中で適宜判断をしていただければというふうに思います。

では、先ほど万博に行ったかどうかという証明についてもお聞きをされておりましたが、チケット I D で証明が可能ということでありました。登録後にチケットを転売するなどの不正があった場合、その防止対策についてどのようになされているのか、また具体的な申請方法、先ほども少しお話をされておりましたが、お聞かせいただければというふうに思います。

- 学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

まず、不正防止の対策についてでございますが、領収書及びチケット I D 確認後の支払いということになっておりますので、こちらのほうで不正を防止したいと考えております。

続きまして、具体的な申請方法についてでございますが、市が配布するチラシの中にあ

りますQRコードから申請するようになっております。その後は市から申請者へチケットIDを付与いたしますので、そのIDを基に、申請者が万博のウェブサイトのほうへアクセスし、万博の入場IDを取得をする、その2つをひもづける形で進んでいきます。

申請については以上になります。

- 4番（森 裕二） 今、チケットの転売が社会問題化している中で、しっかりと不正防止対策はできているのかなということが分かりました。申請方法もQRコードからということで、わざわざどこかに向く必要もなく便利だなという反面、保護者の中にも、機械音痴でどうしていいか分からない、ちょっと仕組みが分かりづらいというような方もいるというふうに思います。そういった方たちに対しても、しっかりと対応をしていただければなというふうに思います。

- 教育部長（矢野義知） お答えいたします。

先ほどQRコードで申請ということをお答えさせていただいたんですけども、もちろん別府市から補助金を交付いたしますので、関係書類、補助金交付申請書、また請求書等のそれについてはまた別途返信用封筒で送り返していただいて、正式な申請という流れになります。

- 4番（森 裕二） QRコードだけではなくて、実際に実物的なところも要するところですね。分かりました。

今回、この事業に対しましては様々な意見を寄せられているところもありますし、それぞれいろんな思いがあるということも、私たち議員のほうにもいろいろな声が聞かれているところで理解はしておりますが、万博というのは一生のうちそう何度も体験できるものではないというふうに私も思っております。たびスタも全ての子どもたちが使用できているわけではありませんが、たびスタで家族と旅行した思い出は、子どもたちにとってかけがえのない思い出となっていると思います。それが万博の思い出であれば、きっと子どもたちの将来にとってよい学びの場となるというふうに思っております。今回、経済的に苦しい家庭への配慮もあるようでございますので、ぜひ多くの子どもたちが万博を見て、触れて、楽しんでもらう機会となればいいというふうに感じておるところであります。

では、次に公園施設長寿命化に要する経費の追加額についてお聞きをしていきます。

今回、国の社会資本整備総合交付金が追加されたとのことですが、この追加額の内容について、どういったものなのかお答えください。

- 建設部参事兼公園緑地課長（橋本和久） お答えいたします。

長寿命化の対象となる公園につきましては、南原児童公園となります。場所は、鶴見丘高校の正門から2丁ほど海に行ったところにある公園でございます。追加額となっておりますのは令和6年12月の国の追加補正によるものでございまして、本来であれば令和7年度施工予定でございました遊具の長寿命化対策工事を前倒しで行うものでございます。

- 4番（森 裕二） 公園遊具の長寿命化対策工事を前倒しで行うということですが、今の説明だけでは、既存の遊具の改修を行うのか新設で行うのかということではちょっと分かりにくかったなというふうに思いますので、その点についてどちらになるのか、お答えください。

- 建設部参事兼公園緑地課長（橋本和久） お答えいたします。

事業の内容としましては、今ある古い遊具を全て撤去いたしまして、新しい遊具を設置いたします。

- 4番（森 裕二） 南原公園に関しては、私も何度か行ったことがある公園ではございますが、石垣地区に点在をする公園の中でも、決してそんな大きい公園ではないなというふうに認識をしております。利用している子どもたちも、ほかの大きな公園と比べましても、そんなに利用者は多くないのではないかなという印象を個人的には受けております

が、すぐ近くに保育園等がありますので、その子どもたちが定期的に利用している可能性もございますけれども、今回、この公園を選定した理由についてお聞かせください。

○建設部参事兼公園緑地課長（橋本和久） お答えいたします。

選定理由につきましては、公園の長寿命化計画による対象公園につきまして順次選定しまして、小学校の校区ごとに対象工事を行っているところでございます。この事業により遊具が全て新しくなりますので、今後、この公園がたくさんの児童が利用するということを期待しております。

○4番（森 裕二） 事前の聞き取りの中で、遊具の選び方など詳しく説明をいただきました。その際には、実際に利用する子どもたちの意見等がしっかりと反映をされるという形での実施ということでございますので、今後公園として利用価値が増すものだと私も期待しております。ぜひ、多くの子どもたちが集い遊ぶ公園になってもらいたいというふうに思っております。

では、次に議第32号指定管理者の指定についてお聞きをしていきます。

これは、旧平尾邸の指定管理者をB－b i z L I N Kに指定しようとするものでございますが、B－b i z L I N Kの抱える業務は、現在多岐にわたっているというふうに感じています。職員の数や資質などを見ましても、これほど多岐にわたる事業、本当に抱え切れるのかなというふうな不安視をするような声も聞こえております。今回、B－b i z L I N Kが指定管理者として適切であると選ばれた理由についてお聞かせください。

○観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

まず、B－b i z L I N Kにつきましては、地域経済の持続的な発展と住民生活の向上に寄与することを目的として、別府市が主体となって設立した法人であり、地域再生法に基づき認定を受けた地域再生計画をはじめ、まち・ひと・しごと創生法に基づいて策定された別府市総合戦略に定められた別府市の地方創生に係る施策の事業推進主体として位置づけられている団体でございます。

その上で、旧平尾邸利活用の基本方針としまして、日本人観光客に加えて、近年増加しておりますインバウンドを意識した誘客を目的にレセプション機能、宿泊機能、情報発信機能などを備えることとしております。また、文化的・歴史的な資源が多く存在する浜脇南部エリアを回遊するための地域拠点施設としての役割を担うこととしております。この基本方針を踏まえまして、旧平尾邸を有効に活用していく上ではいかに多くの観光客に情報発信し、浜脇地区に足を向けていただくかということが重要だと考えております。

B－b i z L I N Kは別府駅の観光案内所、WANDER COMPASS BEPPUを運営しており、年間約15万人もの観光客を多言語にて案内しております。旧平尾邸がWANDER COMPASS BEPPUのサテライトオフィスとしての役割を担うことで、別府駅への案内所との連動性を図り、旧平尾邸を中心とした南部エリアを周遊するための仕組みづくりを行うことが可能となります。

また、訪日旅行を取り扱う海外旅行会社とのネットワークを有しておりまして、ランドオペレーターとして、欧米豪またアジア各国を対象としたツアー造成を数多く手がけ、実績を上げております。そのことから、旧平尾邸を組み込んだツアー商品の造成を行うことで、体験型の高付加価値な旅を提案することが可能です。

これらのインバウンド誘客事業、別府市内で実施しているのはB－b i z L I N Kだけでございます。そのほか、地元の商店や職人と連携したふるさと納税商品の開発、また地域の子どもの対象としたお仕事体験、オーダーメイドの旅コンテンツの開発、さらに南部エリアのライドシェア運営事業等、これまでも数多くの地域課題解決のための事業を実施しております。これらのノウハウを旧平尾邸が目指す浜脇南部エリアの周遊など、観光地域活性化の面にも生かすことが可能です。本市が求める方向性にぶれることなく、本

市と一体感を持って事業推進に臨めるものであることから、B－b i z L I N Kを指定しようとするものです。

- 4番(森 裕二) 様々な理由があって今回、B－b i z L I N Kを適切な指定管理者として指定をしたということがよく分かりました。

では、そもそもB－b i z L I N Kの事業として、今回のことが適切なのかということなんですが、別府市のホームページにはB－b i z L I N Kについて、こういった記述がありました。本法人は、別府市の地域の振興に関する諸施策と連動した活動を行い、地域経済の持続的な発展と住民の生活の向上に寄与することを目的とし、以下の事業を行うために設立されましたとあります。以下の事業とは、起業・創業の支援に関する事業、人材育成の支援に関する事業、販路開拓支援、新商品・新サービスの開発支援及びビジネスマッチングに関する事業、移住定住等に伴う空き家の活用及びリノベーションに関する事業、別府アイビーリーグ・大学・行政・住民との連携に関する事業、C C R C生涯活躍のまちに関する事業、観光・地域づくり推進に関する事業、旅行業法に基づく旅行業等及び旅行サービス手配業、別府市の国際化の推進に関する事業、その他この法人の目的を達成するために必要な事業、以上の10個の事業が掲げられております。今回の指定管理については、B－b i z L I N Kの事業として、どの事業に当てはまるのかというふうに市は考えているのでしょうか。

- 観光課長(牧 宏爾) お答えいたします。

B－b i z L I N Kが掲げる目的の、観光地域づくりの推進に関する事業に当てはまると考えております。

- 4番(森 裕二) 新しい観光の形を築くと、これまでも再三言ってこられたことを考えますと、私もこの観光地域づくり推進に関する事業なのかなというふうに思いました。ですので、B－b i z L I N Kの事業目的に合致していることがよく分かりました。なので適切と考えて、私もいいのかなというふうには感じています。

次に、議第16号別府市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、お聞きをしていきたいというふうに思います。

今回、男女共同参画センターの中にある文化の湯を廃止するということですが、その理由についてお聞かせください。

- 市民福祉部長兼福祉事務所長(田辺 裕) お答えします。

男女共同参画センター内の入浴施設文化の湯は、現在お湯の温度が約40度で低い状況にあります。昨年の令和6年12月に定期の水質検査におきまして、基準値を超えるレジオネラ属菌が検出されておりますが、これはお湯の温度が低いことも影響があると考えられます。現在、今年1月に清掃等を行い、再度検査し、レジオネラ属菌は検出されていませんが、入浴施設は引き続き休止中の状況であります。

今後、利用者に快適に御利用いただくためには、お湯の温度60度以上に上昇させる必要があると考えておりますが、その設備の設置には経費が大きくかかり、その後の維持費も増大することが想定されるため、今回、入浴施設の廃止をしようとするものであります。

- 4番(森 裕二) 私も、レジオネラ菌が検出されたということはお聞きをしておりました。しかし、廃止するほどのことなのかなということがとても気になっておりました。今回、40度という温度は、レジオネラ菌が繁殖しやすい温度だと聞き取りのほうで確認をしました。再びレジオネラ菌が検出されにくくするには、ボイラーの設置が必要ですが、その設置費用も大きな費用がかかりますし、日々の燃料代も高騰しており、維持費が増大することも理解できました。

しかし、私が特に気になるのが、実際に利用していた方たちのことをございます。利用者の人数とどのような方たちが利用をされていたのか、分かる範囲でお聞かせください。

○市民福祉部長兼福祉事務所長（田辺 裕） お答えします。

入浴施設の利用者は、現在これまで1日20人から30人程度で、利用者の住所データ等は持ち合わせておりませんが、近隣住民の方の利用はそう多くないという状況かと考えています。利用者は市内各所や市外から御利用いただいていると考えております。

○4番（森 裕二） 1日で二、三十人ということですので、決して多い数字ではないのかなと私も感じました。また、利用者も近隣住民ではないということですので、車などで来る人が多かったのかなというふうに思っております。文化の湯を廃止したとしても、大きな影響は出ないだろうということが分かりました。

では、施設廃止後につきましてどのような利活用を考えているのか、特に男女共同参画センター内にあるトレーニング室も現在、器具の老朽化により休止しているということですので、今後どう利活用するのかがとても気になっております。

また、源泉につきまして、源泉数日本一の別府としては、簡単に潰してしまうのはもったいないというふうに感じています。今後どう活用していくつもりなのか、お答えください。

○市民福祉部長兼福祉事務所長（田辺 裕） お答えします。

入浴施設の廃止後の活用は現時点では未定であります。今後、検討してまいります。

○4番（森 裕二） 別府市男女共同参画センターは、男女共同参画社会の実現を目指す拠点活動拠点として、平成25年に大分県下の市町村の中で一番に開館をした施設でございます。現在も相談業務等は定期的に行われているようですが、施設の平面図を見ますと、1階部分にある約3分の1がトレーニングルームと入浴施設ということになりまして、未利用ということになります。別府市美術館も併設をされ、目の前にはビーコンプラザ、隣にはアルゲリッチハウス、別府市民体育館や温水プールなどが近くにあることを考えると、利活用しなければもったいないというふうに感じております。今後検討していくということですので、多くの市民が集えるようなものを、ぜひ期待をしております。

次に、議第26号別府市子ども・子育て支援法に基づく過料を定める条例の一部改正についてお聞きをします。

この議案は、子ども・子育て支援法の一部が改正されたことにより、関係する条例を改正しようというのですが、妊婦のための支援給付及び乳児等のための支援給付が創設されるとともに、過料が規定されたということですが、誰に対し過料を科すということなのか、

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫） お答えします。

主に妊婦のための支援給付の支給対象である妊婦、また子どものための教育・保育給付の支給対象である小学校就学前の子ども、その保護者等となります。子ども・子育て支援法に基づく給付の要件等の確認に必要な報告等に際し、必要書類の提出を行わない、虚偽の報告等を行う、質問に対し答えない、虚偽の受け答えを行う等の行為があった場合に、過料を科すということになります。

○4番（森 裕二） 支援給付対象である妊婦や小学校就学前の子どもや保護者が対象ということのようですが、給付される側の人たちにとりまして、ありがたい制度であるにもかかわらず、必要書類の提出をしないとか、虚偽の報告を行う必要があるのかというところが疑問に感じております。実際どのような場合に過料が科されるのか、具体的な案がありましたらお聞かせください。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫） お答えします。

具体的には住所を偽る、また他市町村で既に支給を受けていることを報告しない、妊娠の事実について虚偽の報告をする、保育の必要性の判断に必要な保護者の労働状況や疾病の状況について虚偽の報告をする、などが考えられます。

○4番（森 裕二）既にほかの市町村で支給を受けているにもかかわらず、再度もらおうとする、また妊娠の事実や保育の状況にうそをつけて給付を受けようとするなどの不正を働いた人に対する過料を定めるということがよく分かりました。ありがたい制度だからこそ、不正に支給をしようとする人がいるのかなというふうに思いますと、少し残念な気もいたしますが、不正をさせないためには必要な措置だというふうに感じました。

これで、私からの議案質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○13番（森 大輔）本日4人目の議案質疑になります、森大輔です。

私のほうからは大きく2つのことについて議案質疑させていただきたいと思いますが、初めに、省エネ家電の購入促進補助、このことについて議案質疑させていただきたいと思います。

この事業は説明にもありましたが、約1億3,000万円で行い、この財源は国からの物価高騰対策交付金ですが、この交付金事業は当然国からの財源ということで、その対策の内容については、それぞれの自治体が決めることができます。別府市の場合、省エネ家電の購入促進補助を行うということで、昨年、市長の専決でこの事業が決まりました。この事業は、今回、そしてまた前回、合わせて2度省エネ家電の購入補助を行うこととなりますが、市長にお聞きしたいこと、まず初めに物価高騰対策として、この省エネ家電の購入促進補助を専決をした理由及び根拠、その意味とすれば、今回2度目の省エネ家電の購入促進補助になるわけですが、2度とも、省エネ家電の対象家電というものも同じ内容、対象で、今回改めて専決をされています。そういう意味で、省エネ家電の対象も全く同じ、その専決をした理由及び根拠、このことについてまずお聞かせください。

○市民福祉部長兼福祉事務所長（田辺 裕）お答えします。

国の物価高騰対応重点支援の地方創生臨時交付金の推奨メニュー、事業メニューのうちとして、物価高騰対策として、省エネ性能の高い家電製品への買い替え促進が家庭におけるエネルギー費用の負担の軽減と明記されております。推奨メニューがあるということと、市民からの御要望も多かったことが理由として、この事業を実施したいと考えております。

○13番（森 大輔）もちろん、水道光熱費などの価格が値上がりしている中で、電気代負担軽減のためにこの省エネ家電の購入を促進するという、その意義については理解をします。この省エネ家電の購入を考えている市民、また、市内に本店・本社を有する家電を扱う事業者にとっても一定の効果はあるのではないかと、そのように理解をします。

ただ、前回と今回同様に、省エネ家電の対象となる家電は全く同じものになると思います。そういう中で、なぜ同じ家電を対象にしたのか、またその対象の家電を広げることができなかったのか、そういうことについては疑問が残る、そのように考えております。

また一方で、今回対象となる省エネ家電は前回より価格がさらに高くなる傾向にあります。そのような理由から、今回補助金の上限額の上乗せ、そういうものも提案されていると思いますが、それでも気軽に購入できる金額とは言い難い、買いたくても買えない、そのような市民の声も多々聞きます。先ほど阿部議員のほうから質疑ありましたが、補助金上限額の上乗せ、この根拠と理由、例えば、前回と比べてエアコンは2万円、テレビ、冷蔵庫、そしてLED照明は1万円増やしました。このように上限額の上乗せをした理由及び根拠については、先ほどの答弁によると、申請件数を確保するため、また価格高騰に配慮するため、そのようなことではないかと思えます。

しかし、それでも昨年と比べると、今回対象となる省エネ家電の価格はやはり高いので、補助金の上乗せがあっても手出しのお金は多くなるということが想定されます。そうすると本当に市民の皆様にとって、今回の補助事業が本当に利用しやすいのか、このことについては心配されるのではないかなと思います。例えば具体的に申し上げますと、今回対象となる、あるメーカーの省エネエアコンは、調べますと、安くても約19万円前

後します。補助金の上乗せがあつて約7万円補助されるとしても、工事費合わせて手出しで、恐らくですが、大体14万円前後手出しが発生するのではないかと思います。ちなみに、前は省エネエアコンに対しては補助金5万円でした。安いものであれば、恐らく前回手出しは約8万円前後で済んだのではないかと思います。ほかにテレビ、冷蔵庫、これらの家電についても、同様に前回より今回のほうが上乗せされていますが、それでも値段的には手出し分については多くなる、その傾向にあるのではないかと思います。

そういう意味では、この事業まだ始まったばかりですので、今後の利用者の進捗状況については注視をしていきたいと、そのように考えています。

一方で、別の観点からこの事業について心配されること、それは、この省エネ家電の購入促進補助事業を実際に利用できる市民の方はかなり限られてくるのではないのかなという点です。この点について、先ほど、今回の省エネ家電の利用想定世帯数、このことについて答弁がありました。それによると、約2,750世帯の世帯が、この補助事業利用想定世帯数であるという答弁であります。別府市内の総世帯数は市報によると約6万2,000から6万3,000世帯ということになります。先ほど言われた利用想定世帯数2,750件、これは別府市内の全世帯の何%に当たりますか。

○生活環境課長（堀 英樹） お答えいたします。

別府市の全世帯6万2,100世帯と考えたときには、全世帯の約4.4%の方に御利用いただくものと想定をしているところでございます。

○13番（森 大輔） 全世帯の約4%の利用を想定されているということですが、それは逆に言えば、残り約95%の世帯、約6万世帯の市民の方々はこの省エネ家電の購入補助という事業、物価高騰支援、これが届かないということになるのではないかな、そのように危惧をしています。昨今の物価高騰対策は、全ての市民生活にマイナスの影響を及ぼすということから、公平性ある一律支援と優先順位を定めた重点的支援の両方を講じながら市民生活を支援することが大切であると、そのように考えています。この省エネ家電の購入促進補助事業は、全世帯が利用対象ということですから、そういう観点で議案質疑をさせていただいておりますが、そういうことにもかかわらず、実際に利用想定世帯数は全体の4%というのは正直少な過ぎるのではないかと、そのように疑問を感じますが、この4%という状況について、専決をした市長、市長の考えはどのように考えてますか。

○議長（加藤信康） 議事進行です。

○23番（野口哲男） 議案質疑を逸脱している質問じゃないかと思いますので、その辺はしっかり注意をしてもらいたいと思います。

○議長（加藤信康） 森議員に申し上げます。議案質疑でございますので、議案に対する付議、分からない部分を正すという意味での質問を続けてください。自己の意見を述べることはできないとなっておりますので、よろしくお願いします。

○13番（森 大輔） 議長の指示ですので、自己の意見については慎みたいとは思いますが、私のほうとしまして、この議案質疑において、市長専決処分ということで質問通告させていただいておりますし、この件については、課長とも相談をして、こういう質問しますという想定でさせていただいておりますので、恐らく執行部側もこの質問に対しての答弁というのは準備されていると思うんですが、執行部のほう、改めてお聞きしますが、先ほどの質疑に対しての答弁、いかがですか。

○議長（加藤信康） 専決処分の理由ですか。先ほどの質問、市長、いいですか。

○市長（長野恭紘） それでは、お答えできる範囲でお答えをしたいというふうに思います。

市長専決をした理由については、当然これはなるべく早く市長専決をして、準備をしなければいけないと。当然議事に諮るということが、当然これは行われるべきことでもありますけれども、タイミングとして、必ずしもそういうタイミングを逸するというところもあ

りますので、議決をする前に我々準備に入るわけいきませんので、しっかりと皆様方に御理解をいただいて、なるべく早くということがまず理由ということですね。

それから、今、5%の世帯にだけというようなお話ありましたが、住民税非課税世帯に対しての臨時特別給付金や、そこには当然子どもたち、子育て世帯への加算というものもあります。事業者に対してのものもあります。家電もあってごみ袋もあると、全部に行き渡らせようとする、当然ごみ袋を配布しようというようなことは、そういう趣旨だというふうに思いますけれども、ですから家電製品の購入ということだけを見るとそういうことになるわけでありまして、ここに関しては、全体的にバランスが取れているのかどうかということと、当然アンケートの結果というのがあると思いますし、あとはこの家電に関しては、やはり高いものもあるし電球一個もあるわけですね。ですからそういった、よく私は言うんですけど、レバレッジが効いたというか、これ1回で終わるものではなくて、電気料金が安くなるというのはずっと恒久的に続いていくものですので、仮に5%だとしても、影響額というものに関しては相当なものがやはり出てくるんじゃないかというような理由で、総合的にやっぱり考えて、この臨時交付金の活用ということに関しては考えていかなければいけないというふうに思っているところです。

- 13番（森 大輔） 当然、物価高騰対策という全体から言えば、当然、別府市が行おうとしていることは、この省エネ家電だけではなくて、それ以外にもごみ袋配布、また非課税世帯に対しての給付、子育て世帯には大阪万博の旅行支援、そういったものも総合して物価高騰対策ということを行っているというのは当然理解しています。ただ、一応今回は議案質疑ということですので、この省エネ家電のことについて議案質疑をさせていただいております。その点において御利解いただければと思います。

先ほど来から4%、5%、残りの95%の世帯に対して、この省エネ家電支援は届かないのではないのかという議案質疑をさせていただいておりますが、市長の答弁によると、レバレッジの効いた対策も必要ということで、そのように私も理解する一方で、同時に公平性という観点もやはり大事、その判断のバランスが常にやはり問われている。このことについては、物価高騰対策の在り方だけではなくて、全ての政策について言えることかもしれない。この物価高騰対策というのは本来、食料品、水道光熱費、こういった物価高騰の影響を受けた市民生活を支援する、このことが本来の目的であると思います。そういう意味で言えば、より幅広く、より多くの市民に支援が行き届く物価高騰対策でなくてはならないということについては、改めて思う次第です。

今後も市民生活にマイナスの影響をもたらす物価高騰対策は、国内外の様々な課題を解決していかない限り、その収束の兆しはなかなか見えづらいことから、多くの市民生活は先行きに不安を感じているのではないかと考えています。そういう意味で言えば、それらの課題が解決されるまでは、物価高騰対策について今後も引き続き考えていかななくてはならない、そういう観点から、今後の物価高騰対策については改めて後日、19日の一般質問で議論をさせていただきたいと思っております。

この点についてはこれで議案質疑は終わりたいと思っておりますが、もう一つ、大阪万博に行く補助事業について聞きます。

先ほど来から議案質疑ございましたので、私のほうからは改めて2点ほどお聞かせいただきたいと思っておりますが、この事業の補助対象の中に、大阪まで行く移動手段、これについても対象となるということでしたが、大阪まで行くその移動手段として、公共交通機関はもちろんですが、例えば自家用の車、レンタカー、そういったものを使っての移動については補助の対象になりますか。

- 学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

補助対象は公共交通機関の利用としているため、自家用車利用の場合は補助対象とはな

りません。

- 13番（森 大輔） ということは、当然レンタカーについても補助の対象外ということで理解をさせていただきますが、もう一点お聞かせいただきたいと思います。

先ほどの阿部議員の質疑において、仮に申請者が多くて、この予算足りなくなった場合、追加計上するという話がありました。今回は国からの交付金を使った事業ですので、当然その財源は交付金ということになりますが、もし足りなくなって、予算を計上しますということになった場合、その際の予算の財源についてはどのように考えているのか、今時点で分かることがあれば。

- 議長（加藤信康） 答弁できますか。

森議員、別府市議会は、一般質問と議案質疑を区別しております。質疑は、議案に対する疑義解明にしてください。先ほどの答弁に対する疑義解明じゃなくて、議案に対する疑義解明ということでお願いします。

- 13番（森 大輔） 分かりました。では、そのような議長の指示でありますので、この件についてはまた改めて質問させていただきたいと思います。

この大阪万博の旅行支援については、ぜひこの機会に将来のある子どもたち、この機会に見聞を広げていただきたいと、そのように申し上げて、私の議案質疑を終わります。

- 9番（美馬恭子） 本日の議案質疑5番目ということで、質問させていただきたいと思います。日本共産党の美馬恭子です。

議案質疑として6項目挙げさせていただいたんですけれども、既に4名の方々が重なる議案質疑をされておりましたので、この中で一応、議第1号の2番、電気料金負担軽減に要する経費の追加額、そして3番、物価高騰対策に要する経費の追加、経費、4番、大阪・関西万博学習体験に要する経費、そして議第16号の男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、今までの答弁で理解することができましたので、ここのところは今回は取り下げということにさせていただきたいと思います。

それでは最初に、一番最初に挙げております予防接種に要する経費のところでお伺いしたいというふうに考えております。

今回、予防接種に要する経費の減額理由についてお尋ねしたいと思います。かなり大幅な減額になっていますが、どのような状況からどういうふうな減額になったのか教えてください。

- 健康推進課長（末房日出子） お答えいたします。

減額の主な要因は、今年度から定期接種となった新型コロナワクチンの接種者数が想定を大幅に下回ったことによるものです。当初は接種者数を1万6,000人と見込んでいましたが、令和6年12月末時点の接種者数が約7,000人と見込みを下回ったことから、接種者数を1万1,400人と下方修正しました。結果、約4,500人分の新型コロナワクチン接種委託料と関連の予算が3,149万6,000円余剰となり、今回の減額に至りました。

- 9番（美馬恭子） 今回の新型コロナワクチン接種が、通算8回目ということになりますかね。そして、広報の仕方も今までとは違った形になっているので、そういうふうな形で人数が減ったということも考えられるのではないかなというふうにも思いました。

それでは、インフルエンザと同様に、新型コロナワクチン接種も65歳以上の方が対象です。重症化予防の観点から、私なんかにしてみれば多くの方々に接種をしていただきたいというのが希望ですし、それが望ましいのではないかなというふうに考えていますが、今言いましたように患者数が想定を下回った理由は、市としてはどのようにお考えになっていますか。

- 健康推進課長（末房日出子） お答えいたします。

報道や関連企業からの情報による推察となりますが、昨年度までの特例臨時接種の時期

と比べ、テレビ等を通じた国の広報は控えめになり、接種意識が高まりにくかったことや、ワクチンの副反応に対する懸念、年末年始のインフルエンザの大流行に伴う医療機関への受診控えなどが要因であると捉えています。

- 9番（美馬恭子） そうですね、いろいろ要因はあるかというふうに思いますが、今回も11月、12月頃はかなりコロナの患者さんも増え、インフルエンザも増え、重なったというふうに感じておりますので、今回減額になったのは致し方ないとは思いますが、今後検討していただきたいなというふうに考えています。

それでは最後に、議第25号別府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正につきまして、これについては12月議会でしたかね、そのときに一応中身についてお伺いしました。その結果、別府市では今のところないということで、条例改正ですのでこういうふうな形になりましたという話をお聞きして、今回もそれに関連して、条例改正ということでしたので詳しく聞き取りの中でお聞きした結果、別府市としては今のところ当たる施設もないということでしたので、またこれに関しては考えて、その後質問していきたいと思っておりますので、今回はこれはやめさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

- 1番（塩手悠太） 1番、有志の会の塩手悠太です。

議長に先にお伝えをさせていただきます。項目1番の公園の施設の長寿命化に要する経費というところと、旧平尾邸の指定管理というところは、先ほど来の議員の質疑を聞いて理解をいたしましたので、質問は取り下げさせて、担当課の方にも事前にお伝えしておりますので。

それでは、まずは補正予算の0506、51ページになりますね。その他都市公園整備に要する経費の追加額というところから質疑をさせていただきます。

電柱等の移設負担金として約1,180万ということで、一般財源が730万円ほど、地方債で450万円ほどというところで計上されておりますが、この経費の概要について答弁願います。

- 建設部参事兼公園緑地課長（橋本和久） お答えいたします。

移設負担金として計上されております予算について説明いたします。上人ヶ浜公園につきまして、国道10号線から大分方面から公園を利用する場合、交差点でUターン等が必要で、非常にアクセスが不便な状況でございましたが、今回、大学通りの正面の10号線との交差点に新しい入り口を設けまして、公園利用がスムーズにできるようにしたいと思っております。そのときに、そこにあります信号機と街路灯につきまして、移設するための費用の負担金ということで計上させていただいております。

- 1番（塩手悠太） 上人ヶ浜公園の入り口付近の移設の工事というところで理解をいたしました。令和6年度の補正予算ということで、これがこの後可決された後、3月末までに委託の契約等完了させて、4月以降の工事ということになるというふうに思うんですが、今後の4月以降の具体的なスケジュールというところをお答えください。

- 建設部参事兼公園緑地課長（橋本和久） お答えいたします。

ただいま上人ヶ浜公園では公園整備のほうを行っております。そちらのオープンが7月の予定となっておりますので、そちらのオープンに間に合うように、関係機関と協議しながら事業を進めていきたいというふうに考えております。

- 1番（塩手悠太） 今後のスケジュールというところについて、理解はできました。

その後、ここでちょっと1つ注意というか疑問に思うのが、公園付近の工事ということで、歩行者等に対しての安全確保というところ、もちろん考えられているというふうに思うんですが、そこら辺どのように考えられているのかというところをお答えください。

- 建設部参事兼公園緑地課長（橋本和久） お答えいたします。

今回移設する信号機及び街路灯につきましては、国道の歩道部分になります。今回工事するとき、隣接する上人ヶ浜公園の中に歩行者の迂回路を設けまして、安全に歩行者が通行できるようにして工事を進めていくということで協力していきたいというふうに考えております。

- 1番（塩手悠太）ありがとうございます。安全確保というところにもしっかりと留意をしているということですので、引き続き工事始まったら、7月オープンということできると、そこは歩行者等の安全確保というところにもしっかりと留意をしていただきたいと思えます。

それでは、そのまま次に、共創交流拠点こもれびパーク指定管理料の債務負担行為の補正について質疑をさせていただきますが、先ほど10番議員さんの質疑の中で理解できたところ、整理できたところもありますので、私からは1点だけ。これは令和6年度から12年度までの間一応委託契約と、指定管理の契約ということで、約2億円近い金額の契約になるというふうに思うんですが、これを2億円近いという金額を契約する相手先を選定した理由について、1点だけお答えください。

- 教育部次長（稲尾 隆）お答えいたします。

指定管理候補者の選定に当たりましては、外部の学識経験者らを含む選定委員会を設置しました。2社から応募があり、提案書類及び面接による審査を行った結果、こもれびパーク運営共同事業体が指定管理者の候補者として選定されました。

選定理由につきましては、審査講評で公表しておりますけれども、図書館サービスと連携した企画やカフェ運営の事業計画が具体的に示されており実現性があること、また指定管理者となる団体が類似施設の管理運営の実績を有しており、実効性がある職員研修体制やセキュリティ対策など、運営共同事業体として経営基盤が安定していることが評価されました。

- 1番（塩手悠太）この後、この指定管理というところについても一議員として賛成反対というところを講じないといけないですので、その判断材料としてお聞きさせていただきました。

それでは最後、大阪・関西万博学習体験に要する経費というところについて1点だけ質疑させていただきますが、4番議員さんと10番議員さんの質疑の中である程度私の聞いたかったことというのは整理をされたので、1点だけやり取りを聞いていて疑問に思ったことがありましたので、そこについて質問させていただくんですが、今、市長の提案理由の中にもありましたように、小中学生及び保護者等1名を対象に補助金を交付することという格助詞というか、助詞がついておりますが、別府の子どもたちというところ、一応文言として入っているというところで、定義上高校生も該当される18歳未満の子どもたちも子どもに含まれるという点で、なぜ高校生を対象にしなかったんですかというような質疑が問題意識としてされたんだろうというところで、ちょっと勝手ながら想像していただんですが、対象にされなかった理由としては、たびスタの活用、それから義務教育課程の小中学生への教育的効果があるというところを考慮して、小中学生を対象を限定したというところで、そこは理解はできたんですが、そもそも方法論として、この高校生に該当する子どもたち対象に執行するということが可能なんでしょうかというところだけお聞かせください。

- 教育部長（矢野義知）お答えいたします。

今回の補正予算におけます本事業につきましては、あくまでも小中学生のみが対象としているところでございます

- 1番（塩手悠太）方法論として執行することは可能なかというところだったので、なかなか答弁しづらいというか、ちょっとかみ合わないところもあるんですが。

- 議長（加藤信康） 塩手議員、意見になってますよ。
- 1番（塩手悠太） 失礼いたしました。しっかりと整理ができましたので、これにて私の質疑は終了させていただきます。
- 議長（加藤信康） ほかに質疑もないようですので、以上で質疑を終結いたします。
上程中の全議案については、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会及び特別委員会に付託いたします。
以上で本日の議事は終了いたしました。
明日6日から9日までの4日間は、委員会審査及び休日等のため本会議を休会とし、次の本会議は10日定刻から開会いたします。
本日はこれをもって散会いたします。
午前11時34分 散会

